

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第6回） 議事録

1. 日時 平成23年11月30日（水）14時00分～15時15分

2. 場所 総務省10階 1001会議室

3. 出席者

委員 酒井主査、相田主査代理、一井委員、河村委員、三友委員
総務省 原口電気通信事業部長、野崎電気通信技術システム課長
中沢番号企画室長、東川番号企画室課長補佐

4. 議題

報告書（案）について

5. 模様

【酒井主査】 電気通信番号政策委員会の第6回会合を開催させていただきます。

本日、池田委員はご欠席とご連絡をいただいております。

最初に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【東川番号企画室課長補佐】 本日の資料でございますが、まず配席図がございます。

その後に議事次第、その次に資料6-1としまして報告書（案）がございます。その後に資料6-2としまして今後の検討スケジュール（案）がございます。過不足などあれば、事務局までご連絡ください。よろしく申し上げます。

【酒井主査】 本日は、報告書（案）を取りまとめております。最初に資料6-1の報告書（案）について説明いただきまして、その後ご意見をいただければと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

【東川補佐】 それでは、お手元の資料6-1の報告書（案）につきましてご説明させていただきます。資料6-1をご覧ください。本報告書（案）につきましては、前回委員会における骨子（案）に対して、現状と参考資料のスライドを本文に加えております。

おめくりいただきまして、2ページ目の目次をご覧ください。本報告書の構成としまし

て、「はじめに」を加えまして、本報告書の位置づけをこちらで述べております。最後に、「おわりに」として、本報告書で検討した内容をまとめております。

それでは、3ページ目をご覧ください。審議時間との関係もございまして、前回骨子(案)に加筆した部分などを、下線部を中心に説明させていただきます。まず、「はじめに」ということで、本報告書は、携帯電話の需要増加に伴う電話番号の不足に備え、新たな電話番号の導入などについて検討を行うとともに、利用者利便の向上の観点から携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの検討を行い、現時点で想定される課題を可能な限り網羅した上で、在るべき方向性について検討を行ったものである、としております。

続きまして、4ページ目でございます。第1章「携帯電話での電話番号の将来需要について」です。まず現状としまして、携帯電話の契約数につきましては、固定電話の契約数が減少傾向にある中、平成18年度末において1億を突破して以降も拡大を続けております。平成23年9月末時点において、携帯電話とPHSの契約数は1億2,728万契約となっております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。このため、現在、1,930万番号が携帯電話の電話番号として指定可能な番号として残っておりますが、携帯電話の直近の需要から、平成26年初頭には、総務省の電気通信事業者に指定できる電話番号の不足が想定されております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。需要に関する主な意見といたしまして、ウィルコムからは、「携帯電話サービスの契約数が年間約700万件の割合で増加していることから、今後も同様の割合で増加する前提での検討が必要であり、M2Mサービスの潜在的需要の存在を考慮すると、現在のペースよりもさらに伸びが大きくなる」旨の意見が示されています。NTTドコモからは、「M2Mサービスは、まだ黎明期であるため、今後の需要を予測することは困難である」旨の意見が示されております。また、日本通信からは、「M2Mサービスの需要については、今後10年間で10億契約に達する可能性がある」旨の意見が示されております。

考え方でございますが、携帯電話・PHS事業者からは、現時点でM2M市場の本格的に立ち上がる時期、その規模について予測するのは困難という意見がある一方、M2Mサービスの需要は、直近で急激に普及する見込みはないが、潜在需要は相当数あるとする意見がございまして、従って、新たな携帯電話の電話番号の指定に支障が生じないように、平成24年には携帯電話の電話番号数の拡大策としての電話番号を決定することが適当であ

る、としております。

7 ページですが、なお、携帯電話の電話番号が急に不足することがないように、携帯電話の利用動向や電話番号の使用状況、M2Mサービスの需要動向等について引き続き注視しておくことが必要である、としております。

続きまして、8 ページ目をご覧ください。第2章「M2Mサービスへの専用番号の割当てについて」、こちらを検討しております。現状ですが、M2Mサービスに係る通信モジュールの契約数については、平成23年9月時点において552万件となっており、平成21年3月時点と比較しても既に2倍以上の契約数となっております。携帯電話を利用したM2Mサービスが様々な用途において急速に普及し始めております。

このため、携帯電話事業者やPHS事業者では、利用形態に合わせて通信モジュールの小型・軽量化や低消費電力化を進めており、それらを活用した電気・ガス・水道メーター等の遠隔検針や自動販売機の在庫管理、カーナビゲーションによるリアルタイムの情報提供、タクシーやバス等の運行管理、ワイヤレスによる電子マネーやクレジットカード決済など法人向けに多様なサービスが提供されております。

続きまして、次のページをおめくりください。9 ページ目でございます。こちら、携帯事業者やPHS事業者だけではなく、メーカーやシステムインテグレーターにおいても、このようなM2Mサービスに接続する基盤の提供を開始しておりまして、こうしたクラウド環境を利用したM2Mサービスが普及していくことにより、潜在需要の大きい農業やエネルギー分野などにおいて今後M2Mサービスの普及が加速していく可能性がある、としております。

続きまして、10 ページ目をご覧ください。こちら10 ページ目は、通信モジュールの料金が下がってきた図になっております。

続きまして、11 ページでございます。現状の中で、各国におけるM2Mサービスへの電話番号付与の取組みに関しては、例えばオランダでは、海水の排水管理や交通制御等にM2Mサービスが利用されており、これらの需要が大きいことから、携帯電話の電話番号とは別に、M2Mサービスの専用番号を割り当てる予定となっております。また、フランスでは、近年M2Mサービスが大きな伸びを示しており、需要の急増に対応するため、2009年に07 番号帯を携帯電話の電話番号に割り当てたが、現在、M2Mサービスの専用番号の創設についても検討されている模様である、としております。

続きまして、主な意見でございます。NTTドコモからは、「将来的なM2Mサービスを

含めた携帯電話サービスの番号需要が数億程度と見込まれるのであれば、これまでの電話番号を用いたM2Mサービスの提供の仕組みを活用することが望ましい」。続きまして、12ページをご覧ください。「しかし、M2Mの需要がさらに大きいと判断される場合は、新識別子の導入または、けた増しした専用番号帯を設けることが必要である」旨の意見が示されております。

考え方でございます。携帯電話事業者の中には、M2Mサービスに係る識別子が国際標準化された後も、新識別子の普及には時間がかかると推測されるため、システムの継続性の観点から、既存の電話番号をM2Mサービスで利用できる環境を確保すべきという意見がございます。他方、M2Mサービスの需要が数十億の識別子を必要とするような場合は、携帯電話を利用したM2Mサービスにおいて、電話番号以外の新識別子の使用や、桁増しした専用番号帯を検討すべきという意見がございます。

現時点においては、携帯電話を利用したM2Mサービスについては、需要の急激な増加は見込まれていないため、M2Mサービスに係る専用番号の割当てを行わず、既存の電話番号を使用することが適当であるとしております。

なお、M2Mサービスに係る新識別子については、国際競争力の観点から、端末調達力やM2Mサービスの多様性を奪うことがないよう、現在行われている国際標準化の検討や今後の新識別子の普及の動向を踏まえて検討を行う必要がある、としております。

続きまして、13ページをご覧ください。第3章「携帯電話の電話番号の指定方法の変更等について」、こちらを検討しております。まず、考え方でございます。携帯電話の番号指定方法のうち、月間解約率を現在の3%から各社実績値の1%程度に見直した場合、携帯電話の番号不足が予測される平成26年の初頭から1年程度の延長効果が見込まれるため、平成24年より、速やかに上記の指定方法の変更を行うことが適当であるとしております。

続きまして、14ページをご覧ください。予想を上回る急激な番号需要の発生によって短期的に複数回の番号申請や工事費用の増加が見込まれる場合においても効率的に対応できる算定方法の検討が必要である、としております。

続きまして、「090-0番号の携帯電話への開放について」ということで、こちらも考え方をご覧ください。090-0番号の開放により確保される番号容量は1,000万番号であり、指定方法の変更の場合と同様、携帯電話の番号不足が予想される平成26年初頭から1年程度の延長効果が見込まれる。しかしながら、着信課金サービス等で用いられる

0800番号と誤認される可能性も考慮し、携帯電話の電話番号数の拡大策としては、090-0番号の開放よりも指定方法の変更を優先すべきである。続きまして、15ページでございます。従って、新たな0A0番号の導入に必要なネットワーク改修等の対応が間に合わず、携帯電話の電話番号が不足する場合において090-0番号の開放を行うことが適当である、としております。

続きまして、16ページでございます。第4章「携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放について」ということで、まず0A0番号の開放について検討しております。平成23年3月末時点で携帯電話の指定可能な番号数は1,930万番号となっておりますので、平成26年初頭に不足することを考慮すると、指定方法の変更や090-0番号の開放では不十分である。

このため、中長期的な観点から、携帯電話の番号として十分な番号容量を確保することが必要である。090及び080番号を桁増しすることは、携帯電話が多くの国民に普及している現在の状況においては、ネットワーク改修等に多大な費用、期間を要する。従って、桁増しではなく、現在使用されている090及び080番号以外の0A0番号の開放の検討が必要となる、としております。

続きまして、070番号以外の0A0番号の開放について、17ページをご覧ください。こちら、考え方でございますが、事業者ネットワークや電話端末に与える影響としては、携帯電話の電話番号として新たに020、030、040、050、060、いずれの0A0番号を開放したとしても、選択中継サービスや着信課金サービスなど、これまで携帯電話を090及び080番号として識別してきた交換機に改修が必要となる等のネットワークへの影響が生じる。

改修の規模は、新たな0A0番号としていずれを開放するかによって事業者ごとに異なる面はあるものの、いずれの0A0番号を開放したとしても、ネットワーク改修に伴う負担に大きな差は生じないものと考えられる、としております。

続きまして、18ページをご覧ください。他のサービスで利用されている0A0番号として、まず020番号です。020番号は、携帯電話の基本的なサービスである音声サービスやデータ通信サービスなどが利用できないなど、メッセージを受信する機能を除いて、基本的なサービス内容が異なっている。このため、携帯電話の電話番号として020番号を開放することは適当でないと考えられる。

050番号については、現在、主にADLS回線等によるIP電話として利用されてお

りますので、こちらも携帯電話の番号として開放することは適当でないと考えられる、としております。

060番号については、平成19年にFMCサービスに指定可能となりましたが、こちらは、利用者が自宅にいる場合は固定電話のネットワークを利用し、外出先では携帯電話のネットワークを利用するという、複数のネットワークへの呼を振り分ける機能を必要とします。よって、FMCサービスと携帯電話サービスについては、基本となるサービス内容が異なっており、060番号を携帯電話として利用することは、両サービスの識別性が働かなくなることから適当でないと考えられる、としております。

続きまして、未利用の0A0番号について、こちらは030番号と040番号になります。未利用番号については、他のサービスとの識別性を気にすることなく新たなサービスに利用できるという利点があるほか、他のサービスで利用されている0A0番号のうち、利用されていない電話番号が相当数ある場合は、他のサービスとの識別性に問題がなければ、当該番号を利用することは0A0番号の有効利用に繋がるとしております。

続きまして、19ページでございます。将来のM2Mサービスの需要については、数億から10億程度までと需要予測に幅があるため、0A0番号の残りの未利用番号となっている030、040番号を携帯電話のために11桁のまま利用することは、将来、M2Mサービス番号等に専用番号を割り当てる必要が生じた際に、十分な番号容量を確保できないおそれがあります。

従って、今後のM2Mサービスを含めた携帯電話の電話番号数の将来需要について、事業者からも潜在的な需要は相当あるという意見も出ている中で、現時点においては、他のサービスで利用されている0A0番号のうち未使用番号の利用を優先し、030、040番号は開放せずに、未利用番号として番号容量を確保することが適当である、としております。

続きまして、070番号の開放について検討しております。20ページをご覧ください。平成23年10月時点で、PHSに対して1,490万番号を指定しております。残り約7,000万番号が未指定の状況となっております。

考え方でございますが、070番号については、携帯電話としての識別性の観点からは、現在、携帯電話で使用している090、080に続いて、070番号を開放することは、電話番号が連続している点において、利用者から見た場合に識別性が働きやすい。

続きまして、21ページをご覧ください。PHSとの識別性の観点からは、両サービス

とも、音声サービス、データ通信サービスを主要なサービスとしており、両サービスを070番号で共用することによって、利用者利便への十分な配慮は必要となるものの、携帯電話とPHSの識別性が問題となる可能性は少ないと考えられる。

事業者ネットワークや電話端末に与える影響については、070番号でPHSを識別する事業者と、070-C単位でPHSを識別する事業者があり、改修範囲は事業者ごとに異なるものの、いずれの0A0番号を開放した場合でも、選択中継サービス等に対応するための改修が必要となる。

利用者に与える影響については、090、080の携帯電話により提供されるサービスについて、同じ事業者が070番号を利用する携帯電話において同様のサービスを提供することが、影響を最小限にすることにつながる。この点に関しては、技術的に困難な改修を伴うという意見はございませんでしたので、改修に必要な期間を十分に取ることで対応可能であると考えられる、としております。

22ページでございます。これらの理由から、携帯電話サービスの普及や発展に支障が生じることがないように、070番号を携帯電話に開放し、中長期的な視点に立って携帯電話の需要に対処することが適当である、としております。

次に、070番号の開放に伴う事業者対応について、ということで検討しております。選択中継サービスでございますが、現在、携帯電話の電話番号として070番号を利用し、PHSと070番号を共用する場合、23ページになりますが、携帯電話とPHSを070-Cにより識別することが必要となる事業者もあります。

考え方としましては、事業者のネットワーク改修につきましては、現在、選択中継サービスから070番号の携帯電話への発信には対応していませんので、このため、選択中継サービスから070番号の携帯電話への発信を可能とするための事業者ネットワークの改修を行うことが適当である。

電話端末の設定等への対応でございますが、選択中継サービスから070番号の携帯電話への発信を可能とするための事業者ネットワークの改修と併せて、以下の改修が必要となります。まず、既存のACR機能付き電話端末においては、選択中継サービスを利用して070番号へ発信する際には、発信電話が携帯電話であることをあらかじめ070-Cにより識別し、070-Cが携帯電話の電話番号の場合は00XYから発信するよう通知することが適当である、としております。

続きまして、着信課金サービス、統一番号サービス、プリペイドサービスも検討してお

ります。24ページをご覧ください。現状でございますが、着信課金サービス、統一番号サービス、プリペイドサービスは、090、080番号の携帯電話においてすべてのサービスが利用可能となっております。

考え方としましては、携帯電話の電話番号として070番号を開放する際は、現在、携帯電話から利用できるこれらサービスについては、070番号の携帯電話からも利用可能とするため、必要な改修を行うことが適当である、としております。

続きまして、070番号の開放に伴う利用者保護について、ということです。考え方が、携帯電話とPHSの利用者を対象としたアンケートでは、この両者の識別について、「必要ない」「どちらかというとならない」という回答が42%、「必要」「どちらかというとな必要」という回答は37%という結果となっております。このうち、「必要」「どちらかというとな必要」という回答のうち約64%の方が、070の次に来る番号による識別を「特に問題ない」というふうに回答しております。

続きまして、25ページをご覧ください。このため、携帯電話とPHS間のサービス・料金に係る違いについては、利用者から見た場合、基本的には070-Cによる識別を行うことが可能であると考えております。よって、利用者に対して、070-Cによる携帯電話とPHSの区別についてしっかりと周知する必要があると考えております。

続きまして、070番号の開放の開始時期について、ということです。考え方でございますが、携帯電話の番号として070番号を開放する際は、携帯電話の契約数は順調に拡大を続けておりますので、現在想定される平成26年初頭よりも不足の時期が早まる可能性もありますので、携帯電話の電話番号数の不足によるサービスへの影響を回避するためには、070番号を早期に開放することが重要である。

このため、携帯電話の番号数の拡大策として、平成24年より、速やかに070番号のPHSとの共用によって影響が予想されるサービスへの対応も含めた準備を開始し、遅くとも平成26年初頭までには、070番号の共用が開始できるよう関係事業者を含めた準備や調整等を進めることが適当である、としております。

続きまして、26ページをご覧ください。こちら、第5章「携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について」ということで検討を行ってきました。本章では、携帯電話の番号として070番号を開放するのに合わせて、PHS事業者のほうから、携帯電話との番号ポータビリティを実施したいという要望がございました。070番号を共用することとなる携帯電話とPHSのサービス内容や料金等に関する比較を行い、事業者ネット

ワークへの影響や利用者保護の観点から、携帯とPHS間の番号ポータビリティの導入について検討を行いました。

現状でございますが、携帯電話とPHSサービスの提供状況については、現在、どちらも音声サービス、データ通信サービスを提供しておりますし、サービス提供エリアについても全国に広がっております。人口カバー率も90%以上に達しており、緊急通報の取り扱いが義務づけられているなど、利用者から見て、サービス面の違いは少なくなってきた、としております。

基本料金内での無料通話サービスやオプションサービスである定額通話サービスについては、平成22年にPHS事業者では、PHS、携帯電話、それ以外の電話に対しても定額サービスを開始しておりますが、平成23年には一部の携帯電話事業者が同様の定額通話サービスの提供を開始するなど、携帯電話・PHS事業者間の競争によって定額通話サービスが拡大してきております。

続きまして、27ページをご覧ください。平成18年の番号ポータビリティ導入を契機として、携帯電話各社は契約解除料や長期割引制度等を設定しておりますが、平成23年10月時点において、番号ポータビリティの累計利用者数は約1,361万件、月平均で22万件となっております。これは、各社による囲み込みが行われている状況の中では、欧米主要国と比較しても、必ずしも低い数字ではないと考えられます。

携帯電話とPHSの市場や利用の状況としては、市場規模については、平成20年度において携帯電話の売上高が約8兆7,915億円となっておりますが、PHS事業者のほうは2,030億円となっており、市場規模については携帯電話のほうが圧倒的に大きいという状況でございます。

一方、通信時間については、1契約当たりの1日の通信時間としては、携帯電話は1日当たり3分18秒、PHSは4分44秒となっており、携帯電話よりPHSの通信時間のほうが1.5倍程度長いということになっています。

次のページには、通信時間等のグラフを載せております。

続きまして、29ページをご覧ください。主な意見としまして、NTTドコモからは、「携帯との番号ポータビリティ導入に当たっては、PHSユーザーの通話料金の予見性や固定発の選択中継サービスの利用、SMSの利用可否に係る予見性やその他のサービスの課題の解決が必要である」という意見が示されております。

ウィルコムからは、「ユーザーの選択肢が広がることにより市場の流動性が高まり、携帯

電話市場も含めた移動体通信として通信料金の多様化、低廉化が促進される。ユーザーの利便性向上に資する」といった意見が示されております。

考え方ですが、携帯電話とPHSのサービスを比較した場合に、PHSは、サービス提供エリアや人口カバー率において、開始当初のような差は携帯電話との間でなくなっており、音声サービス、データ通信サービスといった基本的サービスは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比べても特段に大きな違いではないと考えられる、としております。

続きまして、30ページでございます。今の比較した細かい表を載せております。

続きまして、携帯電話とPHSの競争環境ということです。今回の検討に当たっては、PHS事業者から、携帯からPHSに移転を希望する利用者からの同一番号の移転ができるようにしてほしいというニーズに基づき、携帯電話の番号ポータビリティに参加し、競争環境の実現に強い要望が示されました。直近の携帯電話とPHSの契約数の推移によれば、移動体通信市場において、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入により、料金・サービス面における競争がさらに進み、サービスの多様化や料金の低廉化が進む可能性があるとしております。

31ページに、今の契約数の推移などを載せております。

続きまして、32ページをご覧ください。競争環境について、携帯電話とPHSについては、MVNO市場においてもサービス競争が行われており、PHS事業者が携帯電話のMVNOとなり、携帯電話の3G方式を用いたサービスを展開するなど、携帯電話とPHSという通信方式にとらわれない形で競争が進展していると言える、としております。

続きまして、33ページでございます。携帯電話とPHSは、3.9世代移動通信技術であるLTEあるいは広帯域移動無線アクセスシステムであるWiMAXや次世代PHS技術であるXGP等により高速・大容量のサービスを提供するためのネットワークを組み合わせたサービス競争へと変化してきております。よって、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入は、これまで携帯電話事業者5社で行われてきた携帯電話の番号ポータビリティにPHSが新たに加わることになり、移動体通信市場がより競争的な市場となることが期待される、としております。

続きまして、34ページをご覧ください。番号ポータビリティに対する利用者のニーズということでまとめております。携帯電話、PHSの利用者に対するアンケートでは、PHS利用者の約38%、携帯電話利用者の約15%が両サービス間の番号ポータビリティ

を利用したいという結果となっております。

現在の携帯の契約数が1億2,000万件であることを考えて、また、開始後5年で累計の利用率が11%となっていることに照らせば、この15%という結果は小さくないと言える、としております。また、PHSの利用者のうち約38%が利用したいという結果についても、これまで番号ポータビリティが利用できなかったPHS利用者からのニーズが高いのではないかと考えられる、としております。

アンケート結果を35ページにまとめております。

36ページをご覧ください。このように、携帯電話とPHSの番号ポータビリティを希望する一定数の利用者が存在することから、番号ポータビリティの導入は、利用者利便の向上に一定の役割を果たすものと考えられる、としております。

続きまして、携帯電話とPHSの利用者への便益ということで検討をしております。直接的な便益としましては、携帯電話とPHS間を移転する際は、基本的には、加入していた事業者の店舗において元の契約を解約し、新たに加入する事業者の店舗において契約を行うことが必要となっておりましたし、新たな電話番号を会社の取引先、知り合い、友人等に周知する必要が生じておりました。

今後、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入された場合は、こうした携帯電話とPHS間の移転の手続が簡素化されるとともに、番号ポータビリティの利用者は、電話番号の変更に伴う周知が不要となるなど、直接的な便益を受けることができるとしております。

間接的な便益として、37ページをご覧ください。携帯電話とPHSの市場規模に違いはあるものの、番号ポータビリティの導入は、これまで比較的高いとされてきた携帯電話の通話料金とPHSの通話料金が比較され、PHSが特徴とする通話相手を問わない定額通話サービスの利用が増加すれば、それが携帯電話にも広がる可能性があるなど、番号ポータビリティを利用していない利用者に対しても、間接的な便益が生じる可能性がある、としております。

続きまして、災害時におけるPHSの利用ということです。PHSは、基地局当たりのカバーエリアが小さく、多数の基地局を設置するマイクロセル方式を採用していること等により、災害時等の利用者からのトラフィックが急増する場合でも輻輳が起りにくく、つながりやすいというメリットがありました。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入した場合、38ページをご覧ください、災害時等におけるコミュニケーションの重

要性を意識し、音声サービスの輻輳が起りにくいことを理由としてPHSに移転したいというふうに希望する利用者に対して、携帯電話だけでなくPHSも災害時等に備えた通信手段として選択肢となり得る環境をもたらすことになるため、災害時等におけるコミュニケーションを高める可能性がある、としております。

多様な通信手段の提供でございます。PHSは、市場規模は大きくないですが、携帯電話と異なる特徴もあるということで、医療機関において利用されている点なども含めて、移動体通信市場において補完的な役割を果たしております。携帯電話とPHSの番号ポータビリティによって、同一の番号のまま選択可能な移動通信手段が増え、利用面から、移動体通信市場における多様な通信方式の利用を容易にし、携帯電話だけではない通信手段の利用を促進することになり、我が国の移動体通信市場の発展に資するものと考えられるとしております。

このように、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入は、利用者への直接的な便益だけではなく、番号ポータビリティを利用しない利用者に対しても間接的な便益の向上が見込まれるため、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入することが適当である、としております。また、今後の移動体通信市場において、携帯電話とPHSのサービス競争がどのように進展するかについて、総務省は引き続き市場動向を注視していく必要がある、としております。

続きまして、番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応ということで、39ページをご覧ください。選択中継サービスについては、平成16年4月から携帯電話への発信に選択中継サービスは対応しているが、PHSへの発信には対応しておりません。40ページをご覧ください。このため、利用者利便の観点からは、携帯電話とPHSの間で、選択中継サービスから発信できる番号と発信できない番号が生じることは好ましくないため、選択中継サービスからPHSへの発信を可能とすることが望ましい。

また、その際は、事業者コードによる識別やリダイレクション機能等の追加による改修を行うことが求められる。この点に関しては、技術的に困難という意見はございませんでしたので、携帯電話やPHSの利用動向、選択中継サービスの利用動向を注視しつつ、関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められる、としております。

また、携帯電話とPHSの料金差が生じている現状においては、番号ポータビリティ導入に当たって、PHS事業者において、携帯電話ではなくPHSへの発信であることを利

ユーザーが識別できる仕組みを導入し、利用者保護を図ることが適当である、としております。

こうした、選択中継サービスを利用した携帯電話やPHSへの発信に必要なネットワーク改修等が円滑に行われるよう、国による関係事業者間の検討状況のフォローアップや、必要に応じた調整の場を設けるなどの対応が求められる、としております。

続きまして、42ページをご覧ください。電話端末の設定変更等への対応です。既存のACR機能付き電話端末においては、現状では、PHSは選択中継サービスからの発信に対応していないのですが、呼損を防ぎ、携帯電話と識別性を意識することなく利用可能とするためには、PHS事業者と固定電話事業者において選択中継サービスからの発信に対応することが求められる、としております。

続きまして、43ページをご覧ください。着信課金、統一番号、プリペイドサービスについて検討しております。これらのサービスにつきましては、利用者利便の観点からは、携帯電話とPHSがこれまで対応してきた着信課金サービス、プリペイドサービスについては、利用者の利便性を損なわないためには、これらのサービスの利用状況を注視しつつも、引き続き、携帯電話、PHSからの発信を可能とすることが求められる、としております。

続きまして、44ページをご覧ください。こうした携帯電話・PHSからの着信課金サービス等への発信に必要なネットワーク改修等が円滑に行われるよう、国による検討状況のフォローアップや調整の場を設けるなどの対応が求められる、としております。

45ページは、こうしたサービスに係る改修の概要図を載せております。

続きまして、SMS、ショートメッセージサービスになりますが、46ページをご覧ください。考え方でございますが、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入される場合には、利用者から見て、相手先が携帯に加入しているか、PHSに加入しているかによって、SMSサービスにおける発着信の可否が生じないということが望ましいと考えております。

携帯電話とPHS間においてSMSの相互接続を行うためには、関係事業者においては、新たに接続するSMSサービスへの利用の増加の見込み等により、設備投資が過度の負担とならない限りは、利用者利便の向上の観点から、将来的なSMS相互接続に向けた検討を進めることが適当である、としております。

続きまして、番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護でございますが、47ページをご覧ください。考え方ですが、番号ポータビリティ導入に当たっては、利用者保護の観点

から、携帯電話とPHSの料金差について識別性を確保するべきだと考えております。携帯電話とPHSの料金体系については、これまで料金の低下などにより差は縮小してきているのですが、まだ料金差があるということで、この料金体系の違いについては、事業者や国から利用者に周知することが適当であると。また、現状の料金設定のあり方について、関係事業者間において必要な見直しを行うことが必要と考えられる、としております。

続きまして、48ページをご覧ください。無料通話サービスが提供されているPHS間の通話や固定電話や携帯電話からPHSにかける際の識別音等の挿入による識別性の確保については、料金差が生じている現状では、PHS事業者のほうで、PHSへの発信の際に携帯電話と識別できる仕組みを導入することが適当であるとしております。

続きまして、番号ポータビリティ導入による公正競争の確保について、ということです。主な意見ですが、NTTドコモからは、「公正競争の観点から特定の事業者が優位に取り扱われないような配慮が必要」という意見が示されております。

考え方でございますが、49ページをご覧ください。番号ポータビリティの導入に当たっては、競争中立的な制度とすることが重要である。このため、事業者は、番号ポータビリティの実施に当たっては、特定の事業者との間で有利または不利な条件を結ぶことがないよう、公平に番号ポータビリティが行われるよう努めなければならない。

利用者利便の観点からは、一部の事業者間においてのみ利用可能とすると、番号ポータビリティの仕組みが複雑となり、番号ポータビリティができる事業者、できない事業者が生じることになりますので、ここは全社によって実施されることが適当である、としております。

続きまして、番号ポータビリティの導入時期ということです。NTTドコモからは、「現行の番号ポータビリティの方式を採用し、ポートアウト後のユーザーへも音声サービスを接続するための機能に限定すれば、2年程度の準備期間があれば対応可能である」という意見が示されております。

考え方ですが、まず070番号の共用開始と番号ポータビリティの導入のタイミングということで、ここまでの検討から、番号ポータビリティの導入については、事業者によるネットワーク改修の点において、070番号の共用と重複する点は多いものの、利用者保護に係る周知や識別の仕組みの導入等確認すべき点も別途あることから、電話番号の不足を解消するための070の導入時期とは必ずしも同時に行うべきとする必要性はないとし

て考えられる、としております。

続きまして、50ページをご覧ください。番号ポータビリティの導入時期について、ということです。事業者ネットワークの改修に必要な期間に関しては、PHSによる準備や携帯電話とPHSの調整等を踏まえて、2年から3年程度の期間が必要としております。利用者への周知に必要な期間については、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に伴い、両サービスの内容、料金に関して十分な周知期間をおいて導入されることが適当である。

このため、国や事業者は、携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対し、導入に関する周知広報に努めるとともに、平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組んでいくことが適当である、としております。

その上で、総務省においては、携帯電話・PHSの利用状況を注視しつつ、番号ポータビリティが円滑に実施されるよう、ガイドラインを含め、制度整備等の検討を行う必要がある、としております。

なお、最終的に、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に当たっては、利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスにもPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である、としております。

続きまして、51ページになりますが、第6章、指定要件の在り方について、ということです。考え方ですが、指定要件については、現在、一種設備と直接接続している携帯電話事業者や中継事業者のネットワークについては性能が向上しておりますので、中継事業者等のネットワークと間接接続した場合でも、一種設備と直接接続せずとも、品質劣化、遅延等の技術的な問題が生じるおそれは少ないとしております。

続きまして、52ページでございます。このため、固定電話、携帯電話をはじめ、電話番号の指定に当たって、一種設備との直接接続の要件を見直し、一の事業者の網を介した間接接続による番号の指定を可能とすることが適当であるとしております。

続きまして、最後、報告書の「おわりに」ということで、こちらには、第1章から第6章まで検討を行ってきた方向性についてまとめて記述しております。最終ページになりますけれども、54ページをご覧ください。最後に、総務省においては、本報告書において講ずるべきとされている取組み等を速やかに行うとともに、今後、本報告書において検討を行った電気通信番号に関連する市場環境の変化を注視しつつ、電気通信番号の在り方に

関する新たな課題等が生じた場合は、適時適切に検討を行っていく必要がある、としております。

報告書の説明につきましては、以上になります。

【酒井主査】 ありがとうございます。

かなり広範にわたって、今までの議論をもとにまとめていると思いますけれども、これにつきまして、どこでも結構ですから、ご意見、ご質問等お願いいたします。

【相田主査代理】 これまでの議論に基本的に沿った方向でおまとめいただいているかなとは思いますが、やはりちょっと気になった点が3点ほどあります。

1つは、26ページの(1)の「現状」と書いてあるところです。第5章の(1)の1)現状のうちの26ページに書いてある部分は、4章の、070を携帯に開放してしまっているのかという議論とも少なからず関係しているので、これは、19ページの「070番号の開放について」の1)「現状」が6行くらいしかないのですけれども、ここら辺に入れていただくとか、いっそのこと、一番前の第1章の4ページ、5ページのあたりに入れていただくなどして、やはり4章の議論の前に、PHSと携帯のサービスの違いがどの程度あるのかというあたりは入れていただいたほうがいいのではないかなと思います。27ページは、番号ポータビリティの議論なので、今の場所でもいいと思うのですが、ちょっとご検討いただけないでしょうか、というのが1点。

それから、2点目が、090-0の開放、それから、030、040の開放というあたりで、できるだけ番号を残しておいたほうがいいというところが、結果的にところどころに分散してしまったような形になっているのですけれども、やはり、その昔ほとんど0A0を使い切ってしまうと、その結果として既存番号の桁増をしなければいけなかった、既存番号の変更をしなければいけなかったということがやはり非常に大きな反省点であり、これだけ、1億何千万になってしまうと、今使っている番号の変更をするのは難しいだろうと。

今使っている番号の番号変更をしなくて済むためには、というようなニュアンスがもうちょっと入っているといいかなと。そのためには、可能な限りブロックとして残しておいて、そこをより多い桁として使える余地をできるだけ多く残しておいたほうがいいかなと。16ページのところに、「桁増しではなく、現在使用されている090及び080番号以外の0A0番号の開放の検討が必要となる」と書いてあるのですけれども、ここと関連づけた書き方にさせていただくのがいいのではないかなと思います、というのがもう1点。

それから、3点目は、私が言って060の件で直していただいたのですけれども、やはりちょっと苦しいかなと。090、080は、携帯事業者はFMCに使ってもいいよというのになっているにもかかわらず、識別性の観点から060は望ましくないと言い切ってしまう。18ページ、「両サービスとの識別性が働かなくなることから適当でないと考えられる」と言い切ってしまうのは、ちょっと強過ぎるのではないかなというところで。

本音からいうと、060を使って大丈夫かどうかというのをまともにしっかりと考えなかったところかとは思いますが、後ろの議論を踏まえて、070を共用するので問題なければ、そのほうが、番号の連続性、それから、FMCサービスの識別性を考慮したときに、060と070を比べたら070のほうがいいだろうというのは、それは間違いないと思うのですけれども、060は適当でないというのはやはりやや強過ぎる表現じゃないかなという気がちょっといたします。以上3点でございます。

【酒井主査】 以上3点、どちらかというところ、書きぶりというか、そのためのロジックの話だと思いますけれども、ほかの方がこれではまずいという話がありましたら別ですが、対応可能ですよね。

【東川補佐】 事務局としましては、今いただいた3つの点につきまして、ご指摘を踏まえて、報告書の内容について検討させていただきたいと思っております。

最後のFMCの点につきましても、現時点においては、070と比べると060を開放するのは適当ではないのではないかなというご指摘がございましたので、ここは将来にもわたって適当でないと言い切ってしまうかどうかというところだと思いますので、そこはふさわしい表現を検討したいと考えております。

【相田主査代理】 よろしいですか。多分、必ず携帯が含まれているようなFMCだったらあんまり問題ないような気がするのですけれども、逆に昔風のUPTみたいな、平たく言うと、SMSが決して届かないFMCがあると確かに問題だなと。後ろのほうの議論との整合性でいうと。だから、言い方としては、FMCもいろいろあり得て、どんなFMCサービスが出てくるかあまりよくわからない状況では適当でないというのは、確かにそうかもしれないなという気はいたします。

【酒井主査】 それでは、ほかにかがでしょうか。

【河村委員】 今さらなのかもしれませんが、070の開放のところの部分にある、消費者保護というのですか、利用者保護というところや、事業者の対応について、これはポータビリティのところに入る前のところですから、070を開放するということについて

だけ書いていると思うのですが、例えば23ページには、070の次の桁によって識別して00XYから発信するよう周知するようにしなければいけないとか、例えば25ページには、利用者保護の観点から、やはり070の次の桁によって識別を行うことが可能なのだから、しっかり周知する必要があると書いてありますよね。それで、開始時期については26年初頭までにはということになっています。

次からポータビリティになって、ここはずっと議論のあるところで、なるべく利用者が混乱しないように、いろいろなサービスに対応してほしいということを私は発言してきましたし、そういう書きぶりになって、細かいところは抜きにしても、50ページのところでは、各種サービスにPHSが対応することによって、つまり、サービスのほうを対応させることで、携帯とPHSの識別性に関する混乱が生じないことを条件とまで書いてあるのですが、これもきっと周知していかなければいけない。要するに、選択中継サービスができるようになりましたよとか周知することになるわけだと思うのです。この時期が、26年度内になっているのですね。これ、このまま真っ正直にやると、「4桁目で識別してください」という周知をがんがんやってわかったところで、1年もたたないうちに、「いや、サービスは同じになりましたから」という周知をやるのかなと。これ、ずっと読んでみると、何だかどちらかが想定されていないシナリオなのかよくわからないのですが、すごく不自然な感じを受けるし、もしこのとおりだとすると、周知された消費者はすごく混乱するので、その辺のことはどうなのでしょう。

【酒井主査】 例えば070の次の番号でわかるようになるということと、それから、選択中継サービスにつきましては、これもある意味では、周知と同時に、同じサービスができるように、サービスの提供側のほうでもどんどん対応してほしいと。だから、対応すると同時に、利用者のほうにも、そういう形でできますよと言うと。多分、いろいろなことが一遍に入るのですね。それがどういう順番でどうなるかという話は確かにあると思います。

【相田主査代理】 私のイメージということで申し上げますと、まず、26年ですから、もうしばらくありますので、事業者の対応がいつごろ実際にはできそうかという様子を見て、その様子を受けた上で、例えばということだと、「平成26年1月からこうなります。平成27年1月からはこうなりますから」というのを併せて周知するというようなのが1つあり得るかなと思います。

それから、番号ポータビリティの準備が前倒しでどんどんできるようだったら、もしか

したら、CDコードの識別というのはなしに、一気に番号ポータビリティに入れるのかもしれない。そこは番号ポータビリティがいつごろやれそうかという様子を見て、やはりそれに合った周知の方法をとるのだろうなというのが私の印象ですけれども、いかがでございましょう。

【河村委員】 私もそう思っておりますが、要するに、サービスが全部、PHSも携帯も遜色ないように、識別性がそんな必要なくなるようにできる前に開放したときには4桁目を識別しなければいけないということがここに書かれているのですよね。混乱を生じないようにと言いながら、すごく混乱させるなということをして今日、改めて深く感じたところです。相田先生がおっしゃるように、もし時期に差が出るのであれば、2つ一週に広報するというのは1つかもかもしれませんが、大変煩雑だなとは思いました。

【酒井主査】 周知の方法については、状況に合わせて行う必要があるのでは、大変だと思いますが、実際にサービスを開始する段階でしっかり検討するということなるわけですね。

【一井委員】 2点あるのですけれども、1つは、今のお話とちょっと関係あるかもしれませんが、状況はしっかりとここで提示して、例えばナンバーポータビリティを解禁するための条件とかいろいろあって、それをしっかりと見ていかなければいけないということの記述に関して、「だれが」というのを今回大分書いていただいています。「国が」というのと「総務省が」というのが混じっていて、どこが違うのかなという話もあるので、今、探していたのですけれども、話を聞いているときに、まだどこかに、だれかよくわからないなというのがあったような気がするのです。だから、もう一度チェックしていただけるとありがたいと思います。

それからもう1つ、これは37ページ、38ページのあたりなのでは、37ページ、⑤番の災害時等におけるPHSの利用と、次の⑥番、多様な通信手段の提供、これは番号ポータビリティを導入するといよいよということで書いてあるのかどうか、章立てのヒエラルキーがよくわからないのですけれども、並んで書いてあるのですが、ちょっとこれ、微妙かなと思っています。

まず1つには、サービスが変わらない、要するに、本質的にこれも同じようなものだから導入していいよという話に、これ違うよという話が入っているというのはちょっと変かな。もう1つ、例えば、仮にサービスの特性が違うというのは事実としてあって、それぞれいいことがあるとしても、それは例えばPHSを利用するといいいことがあるとかであ

って、ナンバーポータビリティを導入するといいいよというのとちょっと違うような気がします。

【酒井主査】 私もそこはそう思いまして。PHSと携帯とはある程度違うのだから、両方うまく利用できるといいいよと。どういうときにいいかという、多分、1つの端末で両方できれば一番いいのしょうけれども、ポータビリティになってしまうとどっちかになってしまうのだから、あまりポータビリティと直接関係はない気がしますけれども、番号ポータビリティによって、携帯電話とPHSのいろいろなサービスが選択できるようになるから、メリットがあるという捉え方も同時にあるとは思いますが。

【一井委員】 これ、書いてあって悪くはないのかもしれないけれども。

【酒井主査】 悪くはないと思うのです。

【一井委員】 どこにどう入れて、どういう意味に使うのか、それをちょっと考えたほうがいような気がします。

【酒井主査】 前半のほうは、主語がしっかりとわかるように。総務省か国かも、どこか1つでいいと思います。

後半のほうは、確かにちょっとそのあたりが、ポータビリティの理由にはならないかなという気もしますので、よろしくをお願いします。

細かいところなのですけれども、例えば36ページのところで、直接的な便益というのがありますよね。ここで、携帯電話とPHS間を移転する際には、基本的には、加入していた事業者の店舗において元を解約して、次で契約すると。それと同時に、皆さんに周知すると。これはいいのですけれども、今度、ポータビリティができた場合に、確かに皆さんに周知する必要はなくなるのですが、元の会社で解約して、次の会社で契約する手続は要らなくなるのでしたか。

【東川補佐】 はい。こちらは、移転する際に、直接携帯電話から移転元の事業者に繋いで、予約番号を発行し、その予約番号を移転先の事業者に伝えれば、そこで移転元との間では番号ポータビリティは完了いたしますので、移転元の事業者に足を運んで解約するという手続は必要ありません。

【酒井主査】 足を運んで解約する手続は要らなくなるのですね。

【東川補佐】 はい、その手間はなくなります。

【酒井主査】 もう1個、40ページのところなのですけれども、40ページの一番下に、「携帯電話とPHSの料金差が生じている現状においては、番号ポータビリティの導入

にあたって、PHS事業者において、携帯電話ではなくPHSへの発信であることを利用者が識別する仕組みを導入し」と書いてあるのですが、これはPHSの番号が携帯になってしまったと。そうすると、そこはわからないので、元のPHSにかけるわけですよ。これに対して、トーキー等を出すのは、元の事業者が、PHS事業者が出すのでしたか。

【東川補佐】　こちら、41ページにちょっとスライドを載せておりますが、今回ここで記述している部分につきましては、携帯とPHSの料金差があるということですので、まずPHSにかかった場合は、PHSであるということを示す音などをPHS側の交換機において鳴らすようにするというので、携帯にかけたときはそういう音が鳴らないので、これは携帯にかかっているのだとか、そういうものです。

【酒井主査】　だから、安いほうで必ず何かしると。PHSが携帯になってしまった場合には、そちらでは何もしなくて。これ、1つの例ですけども、ここは例えばそういうことだということなのですね。

【東川補佐】　はい。新たにPHSが番号ポータビリティに加わるということでございますので、PHS側のネットワークで識別するために必要な改修を行って頂きたいと。

【酒井主査】　わかりました。

【三友委員】　幾つかありますので、5章のところを最初にしたいのですが、5章は、ポータビリティの導入についてということで記述されているのですが、(1)のポータビリティの導入についてという文章で、前の章では、070番号を開放することが適当であるというふうに結論づけたというのはいいのですが、第5章の目的は、ポータビリティの導入について検討を行ったのだけれども、番号ポータビリティを導入すべきという結論なのか、それとも、とりあえず検討を行ったということのみの記述なのか、そこがちょっとよくわからなくて。後ろのほうを見ると、何かもう、導入ありきの議論をしているのですが、私がこれをざっと見る限りで、こういう理由ゆえにポータビリティを導入することが適切であるというような表現はどこにあるのでしょうか。

【東川補佐】　番号ポータビリティを導入することが適当であるというふうに結論づけている表現につきましては、38ページに、1から6まで導入する理由について述べてきましたが、そのような理由を踏まえて、このように番号ポータビリティの導入は便益等の向上を図れるため、導入することが適当であるというふうに、38ページの中段のところを書いております。

【三友委員】 これですね。例えばこの結論を先に書いておいていただいたほうがわかりやすいのですけれども。どこまで読んでいっても、理由になるようなならないような理由がいっぱい書いてあるので。これ、大きく分けて6つあるのですけれども、これは順番で重要だということなのですか。考え方が示されているだけなので、理由になっているようななっていないようななんですよ。

例えばこれを理由にするのであるならば、私自身は、もう少し適切な書き方もあるのではないかなと思うのです。例えば考え方の①②とあって、②では、PHS側からポータビリティを導入してほしいなどの強い要望があったということが書かれているわけです。そうすると、携帯側はどうなのかということも考えなければいけないところもあるでしょうし、携帯側からも同じようにポータビリティを導入すべきという意見があるならば、それを併記して書いていただきたいと思います。

それとあと、32ページにMVNOのことが書いてあるのですが、PHS事業者が携帯電話のMVNOになって3Gのサービスを展開するということが、このポータビリティの議論とは全然関係ないようにも思えるのですけれども、理由としてこういうものが適切なのかどうかというのが、ちょっと私もよくわかりません。

それから、34ページにアンケート結果が載っているのですが、もしこれをしっかりと理由とするのであるならば、やはりこのアンケートそのものをしっかりと、どういう条件でどういうサンプルでとっているのかということも示さないと、この数字そのものの信憑性がまず非常に疑われてきてしまうことであって、ソースと基本的な情報を出さないと、非常に都合のいい数字だけを出しているようにも邪推されかねません。やはりそのところは、どういうサンプルでサンプル調査を行ったのかということもしっかりと出していたかないと、にわかにこの数字を信じるというのは難しい。

非常に大きい数字だと私は個人的には感じているのです。ですから、それが妥当なのかどうかという判断はこの場ではできませんので、それが妥当なのかどうかということが、例えば母集団の分布とか、そういうこともわかるようなものを出していただかないと。数字って魔術みたいなところがありますから、単純にこれだけで何か、そうなのかというふうに信じ込んでしまうようなところもあるのですが、そのところは少しご配慮いただければと思います。以上です。

【酒井主査】 最初に結論を書くかどうかは別として、どこかできちんと結論と、それから、確かにこれなんか、先ほどの一井先生のもそうなのですから、直接ポータビリ

ティと関係あることとないことがわりとまざっているので、直接関係する部分を書いて、その他という形で、何か関連で分けたほうがいいかもしれませんね。どちらかという、結論が悪いというよりは、論文の書き方が、このままでは採録できないというような、不採録とも言い切れないけどという条件のような感じがいたしますので。

【東川補佐】 MVNOの部分も含めて、番号ポータビリティを導入すべき理由の順位付けについては検討したいと思っております。

また、アンケート結果の属性につきましては、世代ごとに満遍なくアンケート調査しておりますので、その結果について、アンケート結果の下に、円グラフなどで属性も含めてしっかりと載せたいと考えております。

【相田主査代理】 例えば25ページのこれですよ。

【東川補佐】 はい。25ページの070-Cによる識別に関するアンケートと基本的に同じ属性だとは思いますが、ちょっと確認しまして、同じであれば、同じだということで、属性について、こちらの35ページのほうにもしっかりと掲載したいと思っております。

【酒井主査】 あと、ほかの点はいかがでしょうか。どうぞ。

【河村委員】 先ほど指摘された点について同感だという意見なのですが、37ページの災害時等におけるPHSの利用というところは、私も大変違和感があります。これは、どちらかといえば、29ページの①の「携帯電話とPHSのサービスについて」のところ、最後、「特段に大きな違いはないと考えられるが、こういう違いもある」みたいに書いたほうが正しいですね。そうじゃないと、何かまたポータビリティ応援団のためにここにいるようなのですが、どう考えても、携帯からPHSに移動するとこんないいことがあると書くのは、ポータビリティの中立的な理念とちょっと違うのではないのかなと思います。ここにあると、さらっと読んでしまうと、そうなのかなと思いますが、何か別の後押しをするようでよくないと思います。

【酒井主査】 個々の事実は確かに正しいのですが、書き方がいっぱい入り過ぎている気がしますので、その辺整理いたしましょう。

【相田主査代理】 先ほどのアンケートに関しては、それぞれのところにデータが埋め込んであるのは、それはそれで見やすいという点もあるのですが、やはりどういうアンケートだったかというようなことをきちんと述べるには、どういうアンケートをやったというのを後ろにでもまとめたほうがかえっていいのではないかなという気がいたしました。

【酒井主査】 おっしゃるとおりですね。

ほか、よろしいでしょうか。あとは、最後のところできちっと、番号ポータビリティを導入するに当たって、選択中継サービスをはじめとする各種サービスにPHSが対応するとかこういったような形で、一応、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性ということで変な混乱が生じないようにすべきことを条件するのが適当であると書いてあって、そのとおりだと思うのですけれども、外部条件の変化で、例えば選択中継サービスが要らないぐらいに、固定電話から携帯電話にかける場合の料金がある意味では低廉化して、選択中継サービスが不要になるとか、あるいは、IP電話の進展によってサービスの利用がほとんどなくなってしまうと、こんなような場合になりますと、当然ですけれども、選択中継サービスの必要はなくなるでしょうし、こういったときに、ある程度情勢の変化に応じて、差がある場合には選択中継サービスがあつて、それについてPHSも対応するけれども、差がなくなった場合には当然要らないと思います。このあたり、意識としては、利用者に直接迷惑がかからないようにするのだということで解釈したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。そのあたり、場合によってはちょっと表現等入れるかもしれません。

ほか、何かございますか。

よろしいですか。では、全体の方向としては一応、この報告書案でご了承いただいたという形にしたいと思います。ただ、報告書の書きぶりとしては、いろいろ修正しなければいけない部分がありそうなので、このあたりにつきまして主査の私にご一任いただけますでしょうか。検討し、私のほうもしっかりと読みたいと思います。

【河村委員】 今おっしゃられた50ページの最後のところのことなのですが、「選択中継サービスをはじめとする」というところなのですが、修正の仕方によっては、混乱を生じさせないという何か抽象的なことにまとめてしまいますと、逆に言うと、そういうことをする必要がなくなったから、しなくても不利益がないからという条件じゃなくて、必ずしも選択中継サービスに対応しなくてもいいみたいにも読めるので、その辺、注意深くやって頂きたいと思います。

【酒井主査】 当然だと思います。選択中継サービスそのものがなくなったら対応しないとかいう程度の話ですから、当たり前なのですけれども。

それでは、報告書の全体の方向としては了承したということで、各論につきましてはしっかりと検討していきたいと思います。

この報告書は、12月20日の情報通信審議会の電気通信事業政策部会で報告された後、

答申案としてパブリックコメントに付されると、そういった予定になっております。部会での報告につきましては、これは部会の委員の主査代理である相田先生のほうからご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の日程等につきまして、事務局からお願いいたします。

【東川補佐】 次回の委員会につきましては、12月20日の電気通信事業政策部会への報告の後、来年1月以降にパブリックコメントの結果などを本委員会に報告させていただく予定です。開催日程につきましては、事務局より別途ご連絡させていただきたいと思っております。

【酒井主査】 それでは、第6回会合を終了させていただきます。どうも本日はありがとうございました。

以上